土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	
1	1	1	1	0	1	1-1-1-1	適用	1	1	1	1	0	1	1-1-1-1	適用	
1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあっては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」、港湾工事にあっては「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成30年6月6日改正政令第183号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあっては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」、港湾工事にあっては「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和元年6月改正政令第44号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義	
1	1	1	2	2	1	2. 総括監督員	本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法(平成29年6月改正法律第45号第29条の3第1項)に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行う者をいう。また、土木工事にあっては主任監督員及び監督員、港湾工事及び空港工事にあっては主任現場監督員及び現場監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	1	1	1	2	2	1	2. 総括監督員	本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法(令和元年5月改正法律第16号第29条の3第1項)に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行う者をいう。また、土木工事にあっては主任監督員及び監督員、港湾工事及び空港工事にあっては主任現場監督員及び現場監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	2	37	1	37. 工事検査	工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	1	1	1	2	37	1	37. 工事検査	工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	2	38	1	38. 検査職員	検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	1	1	1	2	38	1	38. 検査職員	検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	2	42	1	42. 工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	1	1	1	2	42	1	42. 工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	
1	1	1	2	42	2			1	1	1	2	43	1	43. 準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。	条文追加
1	1	1	2	43	1	43. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	1	1	1	2	44	1	44. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	表記修正
1	1	1	2	44	1	44. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	1	1	1	2	45	1	45. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	表記修正
1	1	1	2	45	1	45. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	1	1	1	2	46	1	46. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	表記修正
1	1	1	2	46	1	46. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	1	1	1	2	47	1	47. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	表記修正
1	1	1	2	47	1	47. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	1	1	1	2	48	1	48. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	表記修正
1	1	1	2	48	1	48. SI	SIとは、国際単位系をいう。	1	1	1	2	49	1	49. SI	SIとは、国際単位系をいう。	表記修正
1	1	1	2	49	1	49. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	1	1	1	2	50	1	50. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	表記修正
1	1	1	2	50	1	50. JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	1	1	1	2	51	1	51. JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。	JIS名称変更に伴う修正
1	1	1	4	0	1	1-1-1-4	施工計画書	1	1	1	4	0	1	1-1-1-4	施工計画書	
1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	条文修正
1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	工事着手	1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	工事着手	
1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。	1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	条文修正
1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事の下請負	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事の下請負	
1	1	1	9	1	1		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	1	1	1	9	1	1		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	
1	1	1	9	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	1	1	1	9	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	
1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が国土交通省○○地方整備局の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が国土交通省○○地方整備局の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳	
1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。	1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第３項ただし書き規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	3	2		図1-1-1　名札の標準図	1	1	1	10	3	2		図1-1-1　名札の標準図	諸基準類の改定に伴う修正（図表）
								1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	受発注者間の情報共有	
								1	1	1	11	1	1		受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。	条文追加
1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	受注者相互の協力	1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	受注者相互の協力	
1	1	1	11	1	1		受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。	1	1	1	12	1	1		受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。	
1	1	1	11	1	2		また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	1	1	1	12	1	2		また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	
1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	調査・試験に対する協力	1	1	1	13	0	1	1-1-1-13	調査・試験に対する協力	
1	1	1	12	1	1	1. 一般事項	受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。	1	1	1	13	1	1	1. 一般事項	受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。	
1	1	1	12	2	1	2. 公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	13	2	1	2. 公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
1	1	1	12	2	2	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。	1	1	1	13	2	2	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。	
1	1	1	12	2	3	(2)	調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。	1	1	1	13	2	3	(2)	調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。	
1	1	1	12	2	4	(3)	正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。	1	1	1	13	2	4	(3)	正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。	
1	1	1	12	2	5	(4)	対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	1	1	1	13	2	5	(4)	対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	
1	1	1	12	3	1	3. 諸経費動向調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	13	3	1	3. 諸経費動向調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
1	1	1	12	4	1	4. 施工合理化調査等	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	13	4	1	4. 施工合理化調査等	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
1	1	1	12	5	1	5. 低入札価格調査	受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。	1	1	1	13	5	1	5. 低入札価格調査	受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。	
1	1	1	12	5	2	(1)	受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	1	1	1	13	5	2	(1)	受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	
1	1	1	12	5	3	(2)	第1編1-1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	1	1	1	13	5	3	(2)	第1編1-1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	
1	1	1	12	5	4	(3)	受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に提出しなければならない。	1	1	1	13	5	4	(3)	受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に提出しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	1	12	5	5	(4)	受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。	1	1	1	13	5	5	(4)	受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。	
1	1	1	12	5	6		なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。	1	1	1	13	5	6		なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。	
1	1	1	12	6	1	6.NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。	1	1	1	13	6	1	6.NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。	
1	1	1	12	6	2		受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。	1	1	1	13	6	2		受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。	
1	1	1	12	6	3		受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。	1	1	1	13	6	3		受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。	
1	1	1	12	6	4	(1)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	1	1	1	13	6	4	(1)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	
1	1	1	12	6	5	(2)	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	1	1	1	13	6	5	(2)	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	
1	1	1	12	7	1	7.独自の調査・試験を行う場合の処置	受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。	1	1	1	13	7	1	7.独自の調査・試験を行う場合の処置	受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。	
1	1	1	12	7	2		また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	1	1	1	13	7	2		また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	
1	1	1	13	0	1	1-1-1-13	工事の一時中止	1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	工事の一時中止	
1	1	1	13	1	1	1.一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	1	1	1	14	1	1	1.一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	
1	1	1	13	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	14	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	表記修正
1	1	1	13	1	3	(1)	埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合	1	1	1	14	1	3	(1)	埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合	
1	1	1	13	1	4	(2)	関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合	1	1	1	14	1	4	(2)	関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合	
1	1	1	13	1	5	(3)	工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合	1	1	1	14	1	5	(3)	工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合	
1	1	1	13	2	1	2.発注者の中止権	発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。	1	1	1	14	2	1	2.発注者の中止権	発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。	
1	1	1	13	3	1	3.基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	1	1	1	14	3	1	3.基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	
1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	設計図書の変更	1	1	1	15	0	1	1-1-1-15	設計図書の変更	
1	1	1	14	1	1		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	1	1	1	15	1	1		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	
1	1	1	15	0	1	1-1-1-15	工期変更	1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	工期変更	
1	1	1	15	1	1	1.一般事項	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	1	1	1	16	1	1	1.一般事項	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	1	15	2	1	2. 設計図書の変更等	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	2	1	2. 設計図書の変更等	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	15	3	1	3. 工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	3	1	3. 工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	15	4	1	4. 工期の延長	受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	4	1	4. 工期の延長	受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	15	5	1	5. 工期の短縮	受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	5	1	5. 工期の短縮	受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	支給材料及び貸与品	1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	支給材料及び貸与品	
1	1	1	16	1	1	1. 一般事項	受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	1	1	1	17	1	1	1. 一般事項	受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	
1	1	1	16	2	1	2. 受払状況の記録	受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	1	1	1	17	2	1	2. 受払状況の記録	受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	
1	1	1	16	3	1	3. 支給品精算書、支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあっては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあっては支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1	1	17	3	1	3. 支給品精算書、支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあっては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあっては支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	
1	1	1	16	4	1	4. 引渡場所	契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	1	1	1	17	4	1	4. 引渡場所	契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	
1	1	1	16	5	1	5. 返還	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。	1	1	1	17	5	1	5. 返還	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。	
1	1	1	16	5	2		なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	1	1	1	17	5	2		なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	
1	1	1	16	6	1	6. 修理等	受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	17	6	1	6. 修理等	受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	
1	1	1	16	7	1	7. 流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。	1	1	1	17	7	1	7. 流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。	
1	1	1	16	8	1	8. 所有権	支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	1	1	1	17	8	1	8. 所有権	支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	
1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	工事現場発生品	1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	工事現場発生品	
1	1	1	17	1	1	1. 一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1	1	18	1	1	1. 一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	
1	1	1	17	2	1	2. 設計図書以外の現場発生品の処置	受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1	1	18	2	1	2. 設計図書以外の現場発生品の処置	受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	
1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	建設副産物	1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	建設副産物	
1	1	1	18	1	1	1. 一般事項	受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	19	1	1	1. 一般事項	受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	1	1	18	2	1	2. マニフェスト	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。	1	1	1	19	2	1	2. マニフェスト	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	1	18	3	1	3. 法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1	1	19	3	1	3. 法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	
1	1	1	18	4	1	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	4	1	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	18	5	1	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	5	1	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	18	6	1	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	1	1	1	19	6	1	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	
1	1	1	18	7	1	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	1	1	1	19	7	1	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	
1	1	1	18	7	2		なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	19	7	2		なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	18	8	1	8. 建設発生土情報交換システム	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。	1	1	1	19	8	1	8. 建設発生土情報交換システム	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。	
1	1	1	18	8	2		なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	19	8	2		なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。	
1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	工事完成図	1	1	1	20	0	1	1-1-1-20	工事完成図	
1	1	1	19	1	1		受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。	1	1	1	20	1	1		受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。	
1	1	1	19	1	2		ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。	1	1	1	20	1	2		ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。	
1	1	1	20	0	1	1-1-1-20	工事完成検査	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	工事完成検査	
1	1	1	20	1	1	1. 工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	21	1	1	1. 工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	20	2	1	2. 工事完成検査の要件	受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	1	1	1	21	2	1	2. 工事完成検査の要件	受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	
1	1	1	20	2	2	(1)	設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。	1	1	1	21	2	2	(1)	設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。	
1	1	1	20	2	3	(2)	契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。	1	1	1	21	2	3	(2)	契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。	
1	1	1	20	2	4	(3)	設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。	1	1	1	21	2	4	(3)	設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。	
1	1	1	20	2	5	(4)	契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。	1	1	1	21	2	5	(4)	契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。	
1	1	1	20	3	1	3. 検査日の通知	発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	1	1	1	21	3	1	3. 検査日の通知	発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	
1	1	1	20	4	1	4. 検査内容	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	1	1	1	21	4	1	4. 検査内容	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	
1	1	1	20	4	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ	1	1	1	21	4	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ	
1	1	1	20	4	3	(2)	工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	1	1	1	21	4	3	(2)	工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	
1	1	1	20	5	1	5. 修補の指示	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。	1	1	1	21	5	1	5. 修補の指示	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。	
1	1	1	20	6	1	6. 修補期間	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。	1	1	1	21	6	1	6. 修補期間	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	20	7	1	7. 適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1	1	21	7	1	7. 適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	
1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	既済部分検査等	1	1	1	22	0	1	1-1-1-22	既済部分検査等	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	21	1	1	1. 一般事項	受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。	1	1	1	22	1	1	1. 一般事項	受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	21	2	1	2. 部分払いの請求	受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	22	2	1	2. 部分払いの請求	受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	21	3	1	3. 検査内容	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	1	1	1	22	3	1	3. 検査内容	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	
1	1	1	21	3	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。	1	1	1	22	3	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。	
1	1	1	21	3	3	(2)	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	1	1	1	22	3	3	(2)	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	
1	1	1	21	4	1	4. 修補	受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。	1	1	1	22	4	1	4. 修補	受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。	
1	1	1	21	5	1	5. 適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1	1	22	5	1	5. 適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	
1	1	1	21	6	1	6. 検査日の通知	発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	1	1	1	22	6	1	6. 検査日の通知	発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	
1	1	1	21	7	1	7. 中間前払金の請求	受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあっては履行報告書、港湾工事、空港工事にあっては工事旬報を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	22	7	1	7. 中間前払金の請求	受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあっては履行報告書、港湾工事、空港工事にあっては工事旬報を作成し、監督職員に提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	22	0	1	1-1-1-22	部分使用	1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	部分使用	
1	1	1	22	1	1	1. 一般事項	発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。	1	1	1	23	1	1	1. 一般事項	発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。	
1	1	1	22	2	1	2. 監督職員による検査	受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。	1	1	1	23	2	1	2. 監督職員による検査	受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	22	2	2		なお、土木工事にあっては、中間技術検査による検査（確認）でも良い。	1	1	1	23	2	2		なお、土木工事にあっては、中間技術検査による検査（確認）でも良い。	
1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	施工管理	1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	施工管理	
1	1	1	23	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。	1	1	1	24	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。	
1	1	1	23	2	1	2. 施工管理頻度、密度の変更	監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。	1	1	1	24	2	1	2. 施工管理頻度、密度の変更	監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。	
1	1	1	23	2	2	(1)	工事の初期で作業が定常的になっていない場合	1	1	1	24	2	2	(1)	工事の初期で作業が定常的になっていない場合	
1	1	1	23	2	3	(2)	管理試験結果が限界値に異常接近した場合	1	1	1	24	2	3	(2)	管理試験結果が限界値に異常接近した場合	
1	1	1	23	2	4	(3)	試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合	1	1	1	24	2	4	(3)	試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合	
1	1	1	23	2	5	(4)	前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合	1	1	1	24	2	5	(4)	前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合	
1	1	1	23	3	1	3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	24	3	1	3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	
1	1	1	23	3	2		なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。	1	1	1	24	3	2		なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。	
1	1	1	23	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における表示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け　道発372号　道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け　国道利37号・国道国防第206号　道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和元年5月28日付け　国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号　水管理・国土保全局　河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	1	1	1	24	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における表示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け　道発372号　道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け　国道利37号・国道国防第206号　道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け　国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号　水管理・国土保全局　河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	23	3	4		図1-1-2　表示板の例	1	1	1	24	3	4		図1-1-2　表示板の例	
1	1	1	23	4	1	4. 整理整頓	受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。	1	1	1	24	4	1	4. 整理整頓	受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	1	23	5	1	5. 周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	1	1	1	24	5	1	5. 周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	
1	1	1	23	6	1	6. 労働環境の改善	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	1	1	1	24	6	1	6. 労働環境等の改善	受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	23	6	2		また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	1	1	1	24	6	2		また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	
1	1	1	23	7	1	7. 発見・拾得物の処置	受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	1	1	1	24	7	1	7. 発見・拾得物の処置	受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	
1	1	1	23	8	1	8. 記録及び関係書類	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	1	1	1	24	8	1	8. 記録及び関係書類	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	
1	1	1	23	8	2		なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。	1	1	1	24	8	2		なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。	
1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	履行報告	1	1	1	25	0	1	1-1-1-25	履行報告	
1	1	1	24	1	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	25	1	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	25	0	1	1-1-1-25	工事関係者に対する措置請求	1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	工事関係者に対する措置請求	
1	1	1	25	1	1	1. 現場代理人に対する措置	発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1	1	1	26	1	1	1. 現場代理人に対する措置	発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	
1	1	1	25	2	1	2. 技術者に対する措置	発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1	1	1	26	2	1	2. 技術者に対する措置	発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	
1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	工事中の安全確保	
1	1	1	26	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	2	1	2. 支障行為等の防止	受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	1	1	1	27	2	1	2. 支障行為等の防止	受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	
1	1	1	26	3	1	3. 周辺への支障防止	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	1	1	1	27	3	1	3. 周辺への支障防止	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	
1	1	1	26	4	1	4. 防災体制	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	1	1	1	27	4	1	4. 防災体制	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	
1	1	1	26	5	1	5. 第三者の立入り禁止措置	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	1	1	1	27	5	1	5. 第三者の立入り禁止措置	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	
1	1	1	26	5	2		なお、空港工事にあっては、監督職員の承諾を得るものとする。	1	1	1	27	5	2		なお、空港工事にあっては、監督職員の承諾を得るものとする。	
1	1	1	26	6	1	6. 安全巡視	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	1	1	1	27	6	1	6. 安全巡視	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	26	7	1	7. 現場環境改善	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。	1	1	1	27	7	1	7. 現場環境改善	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。	
1	1	1	26	8	1	8. 定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	1	1	1	27	8	1	8. 定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	
1	1	1	26	8	2	(1)	安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	1	1	1	27	8	2	(1)	安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	
1	1	1	26	8	3	(2)	当該工事内容等の周知徹底	1	1	1	27	8	3	(2)	当該工事内容等の周知徹底	
1	1	1	26	8	4	(3)	工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底	1	1	1	27	8	4	(3)	工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底	
1	1	1	26	8	5	(4)	当該工事における災害対策訓練	1	1	1	27	8	5	(4)	当該工事における災害対策訓練	
1	1	1	26	8	6	(5)	当該工事現場で予想される事故対策	1	1	1	27	8	6	(5)	当該工事現場で予想される事故対策	
1	1	1	26	8	7	(6)	その他、安全・訓練等として必要な事項	1	1	1	27	8	7	(6)	その他、安全・訓練等として必要な事項	
1	1	1	26	9	1	9. 施工計画書	受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	27	9	1	9. 施工計画書	受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	
1	1	1	26	10	1	10. 安全教育・訓練等の記録	受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	1	1	1	27	10	1	10. 安全教育・訓練等の記録	受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	
1	1	1	26	11	1	11. 関係機関との連絡	受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	1	1	1	27	11	1	11. 関係機関との連絡	受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	
1	1	1	26	12	1	12. 工事関係者の連絡会議	受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	1	1	1	27	12	1	12. 工事関係者の連絡会議	受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	
1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	27	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	27	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	15	1	15. 災害発生時の応急処置	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。	1	1	1	27	15	1	15. 災害発生時の応急処置	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。	
1	1	1	26	16	1	16. 地下埋設物等の調査	受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。	1	1	1	27	16	1	16. 地下埋設物等の調査	受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。	
1	1	1	26	17	1	17. 不明の地下埋設物等の処置	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	1	1	1	27	17	1	17. 不明の地下埋設物等の処置	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	
1	1	1	26	18	1	18. 地下埋設物件等損害時の措置	受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。	1	1	1	27	18	1	18. 地下埋設物件等損害時の措置	受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。	
1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	爆発及び火災の防止	1	1	1	28	0	1	1-1-1-28	爆発及び火災の防止	
1	1	1	27	1	1	1. 火薬類の使用	受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。	1	1	1	28	1	1	1. 火薬類の使用	受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。	
1	1	1	27	1	2	(1)	受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。	1	1	1	28	1	2	(1)	受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。	
1	1	1	27	1	3		なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。	1	1	1	28	1	3		なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。	
1	1	1	27	1	4	(2)	現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	1	1	1	28	1	4	(2)	現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	
1	1	1	27	2	1	2. 火気の使用	受注者は、火気の使用については、以下の規定による。	1	1	1	28	2	1	2. 火気の使用	受注者は、火気の使用については、以下の規定による。	
1	1	1	27	2	2	(1)	受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	28	2	2	(1)	受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。	
1	1	1	27	2	3	(2)	受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	1	1	1	28	2	3	(2)	受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	27	2	4	(3)	受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	1	1	1	28	2	4	(3)	受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	
1	1	1	27	2	5	(4)	受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。	1	1	1	28	2	5	(4)	受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。	
1	1	1	28	0	1	1-1-1-28	後片付け	1	1	1	29	0	1	1-1-1-29	後片付け	
1	1	1	28	1	1		受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。	1	1	1	29	1	1		受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。	
1	1	1	28	1	2		ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。	1	1	1	29	1	2		ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。	
1	1	1	29	0	1	1-1-1-29	事故報告書	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	事故報告書	
1	1	1	29	1	1		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。	1	1	1	30	1	1		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。	
1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	環境対策	1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	環境対策	
1	1	1	30	1	1	1. 環境保全	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1	1	1	31	1	1	1. 環境保全	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	
1	1	1	30	2	1	2. 苦情対応	受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。	1	1	1	31	2	1	2. 苦情対応	受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。	
1	1	1	30	3	1	3. 注意義務	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	31	3	1	3. 注意義務	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	30	4	1	4. 廃油等の適切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	1	1	1	31	4	1	4. 廃油等の適切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	
1	1	1	30	5	1	5. 水中への落下防止措置	受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。	1	1	1	31	5	1	5. 水中への落下防止措置	受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。	
1	1	1	30	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	31	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	
1	1	1	30	6	2		排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	31	6	2		排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	30	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	31	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	30	6	4		トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	31	6	4		トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	
1	1	1	30	6	5		表1-1-1	1	1	1	31	6	5		表1-1-1	
1	1	1	30	6	6		表1-1-2	1	1	1	31	6	6		表1-1-2	
1	1	1	30	7	1	7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。	1	1	1	31	7	1	7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。	
1	1	1	30	7	2		なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	1	1	1	31	7	2		なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	
1	1	1	30	8	1	8. 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	1	1	1	31	8	1	8. 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	
1	1	1	30	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	31	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	
1	1	1	30	9	2	(1)	グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。	1	1	1	31	9	2	(1)	グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。	
1	1	1	30	9	3		なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。	1	1	1	31	9	3		なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。	
1	1	1	30	9	4		また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。	1	1	1	31	9	4		また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。	
1	1	1	30	9	5	(2)	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	1	1	1	31	9	5	(2)	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	
1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	文化財の保護	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	文化財の保護	
1	1	1	31	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	1	1	1	32	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
1	1	1	31	2	1	2. 文化財等発見時の処置	受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	1	1	1	32	2	1	2. 文化財等発見時の処置	受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	
1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	交通安全管理	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	交通安全管理	
1	1	1	32	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。	1	1	1	33	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	1	32	1	2		なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。	1	1	1	33	1	2		なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	2	1	2. 輸送災害の防止	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	1	1	1	33	2	1	2. 輸送災害の防止	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	
1	1	1	32	3	1	3. 交通安全等輸送計画	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	33	3	1	3. 交通安全等輸送計画	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。	
1	1	1	32	3	2		なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。	1	1	1	33	3	2		なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。	
1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	33	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	5	1	5. 工事用道路使用の責任	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	1	1	1	33	5	1	5. 工事用道路使用の責任	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	
1	1	1	32	6	1	6. 工事用道路共用時の処置	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	1	1	1	33	6	1	6. 工事用道路共用時の処置	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	
1	1	1	32	7	1	7. 公衆交通の確保	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	1	1	1	33	7	1	7. 公衆交通の確保	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	
1	1	1	32	8	1	8. 水上輸送	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	1	1	1	33	8	1	8. 水上輸送	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	
1	1	1	32	9	1	9. 作業区域の標示等	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	1	1	1	33	9	1	9. 作業区域の標示等	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	
1	1	1	32	10	1	10. 水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。	1	1	1	33	10	1	10. 水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。	
1	1	1	32	10	2		なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	1	1	1	33	10	2		なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	
1	1	1	32	11	1	11. 作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。	1	1	1	33	11	1	11. 作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。	
1	1	1	32	11	2		なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	1	1	1	33	11	2		なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	
1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成30年6月改正法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	33	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	12	2		表1-1-3　一般的制限値	1	1	1	33	12	2		表1-1-3　一般的制限値	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	32	12	3		ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	1	1	1	33	12	3		ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	
1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	施設管理	1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	施設管理	
1	1	1	33	1	1		受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。	1	1	1	34	1	1		受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	33	1	2		なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	1	1	1	34	1	2		なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	
1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	諸法令の遵守	1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	諸法令の遵守	
1	1	1	34	1	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	1	1	1	35	1	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	
1	1	1	34	1	2		なお、主な法令は以下に示す通りである。	1	1	1	35	1	2		なお、主な法令は以下に示す通りである。	
1	1	1	34	1	3	(1)	会計法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	3	(1)	会計法（令和元年5月改正 法律第16号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	4	(2)	建設業法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	4	(2)	建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	5	(3)	下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	1	1	1	35	1	5	(3)	下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	
1	1	1	34	1	6	(4)	労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	6	(4)	労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）	
1	1	1	34	1	7	(5)	労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）	1	1	1	35	1	7	(5)	労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	8	(6)	作業環境測定法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	8	(6)	作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	9	(7)	じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	9	(7)	じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	
1	1	1	34	1	10	(8)	雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	10	(8)	雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	
1	1	1	34	1	11	(9)	労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）	1	1	1	35	1	11	(9)	労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）	
1	1	1	34	1	12	(10)	健康保険法（平成30年7月改正 法律第79号）	1	1	1	35	1	12	(10)	健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	13	(11)	中小企業退職金共済法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	13	(11)	中小企業退職金共済法（令和元年5月改正 法律第16号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	16	(14)	道路法（平成30年3月改正 法律第6号）	1	1	1	35	1	16	(14)	道路法（平成30年3月改正 法律第6号）	
1	1	1	34	1	17	(15)	道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	17	(15)	道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	18	(16)	道路運送法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	18	(16)	道路運送法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	19	(17)	道路運送車両法（平成29年5月改正 法律第40号）	1	1	1	35	1	19	(17)	道路運送車両法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	20	(18)	砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	1	35	1	20	(18)	砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	
1	1	1	34	1	21	(19)	地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	21	(19)	地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	34	1	22	(20)	河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	22	(20)	河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	34	1	23	(21)	海岸法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	23	(21)	海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	24	(22)	港湾法（平成29年6月改正 法律第55号）	1	1	1	35	1	24	(22)	港湾法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	25	(23)	港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	25	(23)	港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	
1	1	1	34	1	26	(24)	漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	26	(24)	漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	27	(25)	下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	1	1	1	35	1	27	(25)	下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	
1	1	1	34	1	28	(26)	航空法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	28	(26)	航空法（令和元年6月改正 法律第38号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	29	(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	1	1	1	35	1	29	(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	
1	1	1	34	1	30	(28)	軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	30	(28)	軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	34	1	31	(29)	森林法（平成30年6月改正 法律第35号）	1	1	1	35	1	31	(29)	森林法（平成30年6月改正 法律第35号）	
1	1	1	34	1	32	(30)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	1	1	1	35	1	32	(30)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	
1	1	1	34	1	33	(31)	火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	1	35	1	33	(31)	火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	34	(32)	大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	34	(32)	大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	34	1	35	(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	35	(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	
1	1	1	34	1	36	(34)	水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	36	(34)	水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	34	1	37	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	37	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	
1	1	1	34	1	38	(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	38	(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	
1	1	1	34	1	39	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成29年6月改正 法律第61号）	1	1	1	35	1	39	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	40	(38)	文化財保護法（平成30年6月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	40	(38)	文化財保護法（平成30年6月改正 法律第42号）	
1	1	1	34	1	41	(39)	砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	1	35	1	41	(39)	砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	
1	1	1	34	1	42	(40)	電気事業法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	42	(40)	電気事業法（平成30年6月改正 法律第41号）	
1	1	1	34	1	43	(41)	消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	35	1	43	(41)	消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	
1	1	1	34	1	44	(42)	測量法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	44	(42)	測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	45	(43)	建築基準法（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	35	1	45	(43)	建築基準法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	46	(44)	都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	1	1	1	35	1	46	(44)	都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	
1	1	1	34	1	47	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	1	1	1	35	1	47	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	
1	1	1	34	1	48	(46)	土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	48	(46)	土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	34	1	49	(47)	駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）	1	1	1	35	1	49	(47)	駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）	
1	1	1	34	1	50	(48)	海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	50	(48)	海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	34	1	51	(49)	海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）	1	1	1	35	1	51	(49)	海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）	
1	1	1	34	1	52	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	52	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	53	(51)	船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	53	(51)	船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	
1	1	1	34	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	1	1	1	35	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	
1	1	1	34	1	55	(53)	船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	55	(53)	船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	
1	1	1	34	1	56	(54)	自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	56	(54)	自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	57	(55)	自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	57	(55)	自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	59	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	59	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	
1	1	1	34	1	60	(58)	河川法施行法抄（平成11年12月改正 法律第160号）	1	1	1	35	1	60	(58)	河川法施行法抄（平成11年12月改正 法律第160号）	
1	1	1	34	1	61	(59)	技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	61	(59)	技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	62	(60)	漁業法（平成30年7月改正 法律第75号）	1	1	1	35	1	62	(60)	漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	63	(61)	空港法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	1	35	1	63	(61)	空港法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	64	(62)	計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	64	(62)	計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	
1	1	1	34	1	65	(63)	厚生年金保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	65	(63)	厚生年金保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	
1	1	1	34	1	66	(64)	航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	66	(64)	航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	
1	1	1	34	1	67	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	67	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	
1	1	1	34	1	68	(66)	最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	35	1	68	(66)	最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）	
1	1	1	34	1	69	(67)	職業安定法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	69	(67)	職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	70	(68)	所得税法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	70	(68)	所得税法（令和元年6月改正 法律第28号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	71	(69)	水産資源保護法（平成27年9月改正 法律第70号）	1	1	1	35	1	71	(69)	水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	72	(70)	船員保険法（平成29年6月改正 法律第52号）	1	1	1	35	1	72	(70)	船員保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	73	(71)	著作権法（平成30年7月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	73	(71)	著作権法（平成30年7月改正 法律第72号）	
1	1	1	34	1	74	(72)	電波法（平成30年5月改正 法律第24号）	1	1	1	35	1	74	(72)	電波法（令和元年6月改正 法律第23号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成27年6月改正 法律第40号）	1	1	1	35	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和元年6月改正 法律第20号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	34	1	77	(75)	農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）	1	1	1	35	1	77	(75)	農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）	
1	1	1	34	1	78	(76)	毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	78	(76)	毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	
1	1	1	34	1	79	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	79	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	
1	1	1	34	1	80	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第56号）	1	1	1	35	1	80	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	81	(79)	警備業法（平成30年5月改正 法律第33号）	1	1	1	35	1	81	(79)	警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	82	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	82	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	35	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号）	
1	1	1	34	2	1	2. 法令違反の処置	受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	1	1	1	35	2	1	2. 法令違反の処置	受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	
1	1	1	34	3	1	3. 不適当な契約図書の処置	受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	35	3	1	3. 不適当な契約図書の処置	受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	官公庁等への手続等	1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	官公庁等への手続等	
1	1	1	35	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。	1	1	1	36	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。	
1	1	1	35	2	1	2. 関係機関への届出	受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。	1	1	1	36	2	1	2. 関係機関への届出	受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。	
1	1	1	35	3	1	3. 諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。	1	1	1	36	3	1	3. 諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。	
1	1	1	35	3	2		なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。	1	1	1	36	3	2		なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。	
1	1	1	35	4	1	4. 許可承諾条件の遵守	受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。	1	1	1	36	4	1	4. 許可承諾条件の遵守	受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。	
1	1	1	35	4	2		なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	36	4	2		なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	35	5	1	5. コミュニケーション	受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	1	1	1	36	5	1	5. コミュニケーション	受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	
1	1	1	35	6	1	6. 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。	1	1	1	36	6	1	6. 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	1	35	7	1	7. 交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。	1	1	1	36	7	1	7. 交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。	
1	1	1	35	8	1	8. 交渉内容明確化	受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	1	1	1	36	8	1	8. 交渉内容明確化	受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	
1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	37	0	1	1-1-1-37	施工時期及び施工時間の変更	
1	1	1	36	1	1	1. 施工時間の変更	受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。	1	1	1	37	1	1	1. 施工時間の変更	受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。	
1	1	1	36	2	1	2. 休日または夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。	1	1	1	37	2	1	2. 休日または夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。	
1	1	1	36	2	2		ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。	1	1	1	37	2	2		ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。	
1	1	1	37	0	1	1-1-1-37	工事測量	1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	工事測量	
1	1	1	37	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	1	1	1	38	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
1	1	1	37	1	2		なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	38	1	2		なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	37	2	1	2. 引照点等の設置	受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	1	1	1	38	2	1	2. 引照点等の設置	受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	
1	1	1	37	3	1	3. 工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	38	3	1	3. 工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	37	3	2		なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1	1	1	38	3	2		なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	
1	1	1	37	4	1	4. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1	1	1	38	4	1	4. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	
1	1	1	37	5	1	5. 水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	1	1	1	38	5	1	5. 水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	
1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	不可抗力による損害	1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	不可抗力による損害	
1	1	1	38	1	1	1. 工事災害の報告	受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	1	1	1	39	1	1	1. 工事災害の報告	受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	38	2	1	2. 設計図書で定めた基準	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	1	1	1	39	2	1	2. 設計図書で定めた基準	契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	38	2	2	(1)	波浪、高潮に起因する場合	1	1	1	39	2	2	(1)	波浪、高潮に起因する場合	
1	1	1	38	2	3		波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合	1	1	1	39	2	3		波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合	
1	1	1	38	2	4	(2)	降雨に起因する場合	1	1	1	39	2	4	(2)	降雨に起因する場合	
1	1	1	38	2	5		以下のいずれかに該当する場合とする。	1	1	1	39	2	5		以下のいずれかに該当する場合とする。	
1	1	1	38	2	6	①	24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上	1	1	1	39	2	6	①	24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上	
1	1	1	38	2	7	②	1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上	1	1	1	39	2	7	②	1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上	
1	1	1	38	2	8	③	連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上	1	1	1	39	2	8	③	連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上	
1	1	1	38	2	9	④	その他設計図書で定めた基準	1	1	1	39	2	9	④	その他設計図書で定めた基準	
1	1	1	38	2	10	(3)	強風に起因する場合	1	1	1	39	2	10	(3)	強風に起因する場合	
1	1	1	38	2	11		最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合	1	1	1	39	2	11		最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合	
1	1	1	38	2	12	(4)	河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	1	1	1	39	2	12	(4)	河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	
1	1	1	38	2	13	(5)	地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合	1	1	1	39	2	13	(5)	地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	1	38	3	1	3. その他	契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	1	1	1	39	3	1	3. その他	契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	特許権等	1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	特許権等	
1	1	1	39	1	1	1. 一般事項	受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	40	1	1	1. 一般事項	受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	39	2	1	2. 保全措置	受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。	1	1	1	40	2	1	2. 保全措置	受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。	
1	1	1	39	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	40	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	
1	1	1	39	3	2		なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	1	1	1	40	3	2		なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	
1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	保険の付保及び事故の補償	
1	1	1	40	1	1	1. 一般事項	受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。	1	1	1	41	1	1	1. 一般事項	受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。	
1	1	1	40	2	1	2. 回航保険	受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。	1	1	1	41	2	1	2. 回航保険	受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。	
1	1	1	40	3	1	3. 保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1	1	1	41	3	1	3. 保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	
1	1	1	40	4	1	4. 補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	1	1	1	41	4	1	4. 補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	
1	1	1	40	5	1	5. 掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	1	1	1	41	5	1	5. 掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	
1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	臨機の措置	1	1	1	42	0	1	1-1-1-42	臨機の措置	
1	1	1	41	1	1	1. 一般事項	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。	1	1	1	42	1	1	1. 一般事項	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。	
1	1	1	41	2	1	2. 天災等	監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	1	1	1	42	2	1	2. 天災等	監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	
1	2	0	0	0	1	第2章	土工	1	2	0	0	0	1	第2章	土工	
1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	
1	2	3	1	0	1	1-2-3-1	一般事項	1	2	3	1	0	1	1-2-3-1	一般事項	
1	2	3	1	4	1	4. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	1	4. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	表記修正
1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	
1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項	
1	2	4	1	3	1	3. 構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わければならない。	1	2	4	1	3	1	3. 構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わければならない。	
1	2	4	1	3	2		なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編7．9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	1	2	4	1	3	2		なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）7.9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	軽微な修正
1	2	4	1	8	1	8. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	1	8. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	表記修正
1	2	4	4	0	1	1-2-4-4	路床盛土工	1	2	4	4	0	1	1-2-4-4	路床盛土工	
1	2	4	4	10	1	10. 路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-23施工管理第8項の規定による。	1	2	4	4	10	1	10. 路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。	表記修正
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	3	3	2	0	1	1-3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	1	1-3-3-2	工場の選定	
1	3	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。	1	3	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。	
1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	JIS名称変更に伴う修正
1	3	3	2	1	3	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	1	3	3	2	1	3	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	JIS名称変更に伴う修正
1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	
1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	打設	1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	打設	
1	3	6	4	2	1	2.適用気温	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	1	3	6	4	2	1	2.適用気温	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。	表記修正
1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	
1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手	1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手	
1	3	7	5	2	1	2.重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	1	3	7	5	2	1	2.重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	
1	3	7	5	2	2		なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	1	3	7	5	2	2		なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成15年11月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	表記修正
1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート	
1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生	1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生	
1	3	10	3	5	1	5.養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。	1	3	10	3	5	1	5.養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。	
1	3	10	3	5	2		なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-3に示す期間も満足する必要がある。	1	3	10	3	5	2		なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-3に示す期間も満足する必要がある。	表番号修正
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	**第2編**	材料編	
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	
2	2	3	3	5	2		表2-2-9　鉄鋼スラグの規格	2	2	3	3	5	2		表2-2-9　鉄鋼スラグの規格	諸基準類の改定に伴う修正（図表）
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	
2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項	2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項	
2	2	6	1	7	1	7.異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	1	7	1	7.異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。	誤記修正
2	2	6	1	9	1	9.異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	1	9	1	9.異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。	誤記修正
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	
2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	1	0	16			2	2	12	1	0	16		JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	1	0	17			2	2	12	1	0	17		JIS G 3136（建築構造用圧延鋼材）	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	1	0	27		表2-2-27　封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	27		表2-2-27　封入レンズ型反射シートの反射性能	諸基準類の改定に伴う修正（図表）

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
2	2	12	1	0	28		表2-2-28　カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	28		表2-2-28　カプセルレンズ型反射シートの反射性能	諸基準類の改定に伴う修正（図表）
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	**第3編**	土木工事共通編	
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	1	0	0	0	1	第1章	総則	
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	1	1	0	0	1	第1節	総則	
3	1	1	2	0	1	3-1-1-2	請負代金内訳書及び工事費構成書	3	1	1	2	0	1	3-1-1-2	請負代金内訳書及び工事費構成書	
3	1	1	2	3	1	3. 工事費構成書	受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヶ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。	3	1	1	2	3	1	3. 工事費構成書	受注者は、請負代金額内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	1	1	5	0	1	3-1-1-5	支給材料及び貸与品	3	1	1	5	0	1	3-1-1-5	支給材料及び貸与品	
3	1	1	5	1	1	1. 適用規定	土木工事にあっては、第1編の1-1-1-16支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	5	1	1	1. 適用規定	土木工事にあっては、第1編の1-1-1-17支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。	表記修正
3	1	1	6	0	1	3-1-1-6	監督職員による確認及び立会等	3	1	1	6	0	1	3-1-1-6	監督職員による確認及び立会等	
3	1	1	6	5	1	5. 遵守義務	受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。	3	1	1	6	5	1	5. 遵守義務	受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	1	1	11	0	1	3-1-1-11	施工管理	3	1	1	11	0	1	3-1-1-11	施工管理	
3	1	1	11	1	1	1. 適用規定	土木工事にあっては、第1編の1-1-1-23施工管理の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	11	1	1	1. 適用規定	土木工事にあっては、第1編の1-1-1-24施工管理の規定に加え以下の規定による。	表記修正
3	1	1	12	0	1	3-1-1-12	工事中の安全確保	3	1	1	12	0	1	3-1-1-12	工事中の安全確保	
3	1	1	12	1	1	1. 適用規定	土木工事にあっては、第1編の1-1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	12	1	1	1. 適用規定	土木工事にあっては、第1編の1-1-1-27工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。	表記修正
3	1	1	12	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3	1	1	12	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	1	1	13	0	1	3-1-1-13	交通安全管理	3	1	1	13	0	1	3-1-1-13	交通安全管理	
3	1	1	13	1	1	1. 適用規定	土木工事にあっては、第1編の1-1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	13	1	1	1. 適用規定	土木工事にあっては、第1編の1-1-1-33交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	表記修正
3	1	1	14	0	1	3-1-1-14	工事測量	3	1	1	14	0	1	3-1-1-14	工事測量	
3	1	1	14	1	1	1. 適用規定	土木工事にあっては、第1編の1-1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	14	1	1	1. 適用規定	土木工事にあっては、第1編の1-1-1-38工事測量の規定に加え以下の規定による。	表記修正
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
3	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
3	2	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
3	2	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
3	2	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
3	2	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	
3	2	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	3	2	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
3	2	2	0	0	9		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	3	2	2	0	0	9		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	10		日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	3	2	2	0	0	10		日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	
3	2	2	0	0	11		日本道路協会転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）	3	2	2	0	0	11		日本道路協会転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）	
3	2	2	0	0	12		建設省薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）	3	2	2	0	0	12		建設省薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）	
3	2	2	0	0	13		建設省薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）	3	2	2	0	0	13		建設省薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）	
3	2	2	0	0	14		日本薬液注入協会薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	3	2	2	0	0	14		日本薬液注入協会薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	
3	2	2	0	0	15		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	3	2	2	0	0	15		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
3	2	2	0	0	16		環境省水質汚濁に係る環境基準について（平成28年3月）	3	2	2	0	0	16		環境省水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	17		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	3	2	2	0	0	17		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	
3	2	2	0	0	18		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0	18		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）	
3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
3	2	2	0	0	20		地盤工学会グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	3	2	2	0	0	20		地盤工学会グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	
3	2	2	0	0	21		日本道路協会道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	3	2	2	0	0	21		日本道路協会道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	
3	2	2	0	0	22		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	3	2	2	0	0	22		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	
3	2	2	0	0	23		日本道路協会道路土工－盛土工指針（平成22年4月）	3	2	2	0	0	23		日本道路協会道路土工－盛土工指針（平成22年4月）	
3	2	2	0	0	24		日本道路協会道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	3	2	2	0	0	24		日本道路協会道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	
3	2	2	0	0	25		日本道路協会道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	3	2	2	0	0	25		日本道路協会道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	
3	2	2	0	0	26		日本道路協会道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	3	2	2	0	0	26		日本道路協会道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	
3	2	2	0	0	27		日本道路協会道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）	3	2	2	0	0	27		日本道路協会道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）	
3	2	2	0	0	28		日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	3	2	2	0	0	28		日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	
3	2	2	0	0	29		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	3	2	2	0	0	29		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	
3	2	2	0	0	30		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）	3	2	2	0	0	30		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）	
3	2	2	0	0	31		日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	3	2	2	0	0	31		日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	
3	2	2	0	0	32		建設省トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年7月）	3	2	2	0	0	32		建設省トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年7月）	
3	2	2	0	0	33		建設業労働災害防止協会ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	3	2	2	0	0	33		建設業労働災害防止協会ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	
3	2	2	0	0	34		建設省道路付属物の基礎について（昭和50年7月）	3	2	2	0	0	34		建設省道路付属物の基礎について（昭和50年7月）	
3	2	2	0	0	35		日本道路協会道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）	3	2	2	0	0	35		国土交通省道路標識設置基準（令和元年10月）	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	0	0	1	第3節	共通的工種	3	2	3	0	0	1	第3節	共通的工種	
3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	小型標識工	3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	小型標識工	
3	2	3	6	3	1	3. 標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	1	3. 標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	5	1	5. 反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	3	2	3	6	5	1	5. 反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	8	1	8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm程度重ね合わせなければならない。	3	2	3	6	8	1	8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/m2以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。	3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/m2以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	15	0	1	3-2-3-15	PCホロースラブ製作工	3	2	3	15	0	1	3-2-3-15	PCホロースラブ製作工	
3	2	3	15	5	1	5. PC固定及びPC継手の施工	受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針第6章施工」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。	3	2	3	15	5	1	5. PC固定及びPC継手の施工	受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。	軽微な修正（スペース）
3	2	3	25	1	2		図3-2-2　銘板の寸法及び記載事項	3	2	3	25	1	2		図3-2-2　銘板の寸法及び記載事項	表記修正（図表）
3	2	3	32	0	1	3-2-3-32	かごマット工	3	2	3	32	0	1	3-2-3-32	かごマット工	
3	2	3	32	5	1	5. 結束方法	網線材の端末は1.5回 以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部ついては1.5回 以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。	3	2	3	32	5	1	5. 結束方法	網線材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部ついては1.5回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。	軽微な修正（スペース）
3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	
3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工	
3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	
3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	誤記修正
3	2	4	4	21	11		表3-2-14　現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21	11		表3-2-14　現場円周溶接部の目違いの許容値	誤記修正（図表）
3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工	3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工	
3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	誤記修正
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	
3	2	6	2	0	1	3-2-6-2	材料	3	2	6	2	0	1	3-2-6-2	材料	
3	2	6	2	4	1	4. 試験練り	受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	3	2	6	2	4	1	4. 試験練り	受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	軽微な修正
3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	
3	2	6	7	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	7	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	7	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。	
3	2	6	7	3	3	(2)	受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	7	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。	3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。	
3	2	6	7	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	7	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	
3	2	6	7	3	6		表3-2-25　安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3	6		表3-2-25　安定処理路盤の品質規格	
3	2	6	7	3	7	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	7	3	7	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工	
3	2	6	12	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	12	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。	3	2	6	12	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。	
3	2	6	12	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。	
3	2	6	12	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	
3	2	6	12	3	6		表3-2-38　安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	6		表3-2-38　安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	
3	2	6	12	3	7		表3-2-39　安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	7		表3-2-39　安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	
3	2	6	12	3	8	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	8	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	6	12	9	1	9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	9	1	9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	12	9	2	(1)	日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	3	2	6	12	9	2	(1)	日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	
3	2	6	12	9	3		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章8-4-10暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	3		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	軽微な修正（スペース）
3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
3	2	9	14	0	1	3-2-9-14	骨材再生工	3	2	9	14	0	1	3-2-9-14	骨材再生工	
3	2	9	14	1	1	1.骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-18建設副産物の規定による。	3	2	9	14	1	1	1.骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-19建設副産物の規定による。	表記修正
3	2	9	15	0	1	3-2-9-15	運搬処理工	3	2	9	15	0	1	3-2-9-15	運搬処理工	
3	2	9	15	1	1	1.工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-17工事現場発生品の規定による。	3	2	9	15	1	1	1.工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-18工事現場発生品の規定による。	表記修正
3	2	9	15	2	1	2.建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定による。	3	2	9	15	2	1	2.建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定による。	表記修正
3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	
3	2	10	5	0	1	3-2-10-5	土留・仮締切工	3	2	10	5	0	1	3-2-10-5	土留・仮締切工	
3	2	10	5	3	1	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省仮締切堤設置基準（案）の規定による。	3	2	10	5	3	1	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）の規定による。	誤記修正
3	2	10	23	0	1	3-2-10-23	足場工	3	2	10	23	0	1	3-2-10-23	足場工	
3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省、平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	誤記修正
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）	3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）	
3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	桁製作工	3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	桁製作工	
3	2	12	3	1	1	1.製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	3	1	1	1.製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。	
3	2	12	3	1	2	(1)	原寸	3	2	12	3	1	2	(1)	原寸	
3	2	12	3	1	3	①	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	3	①	受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	実態に合わせ修正
3	2	12	3	1	4		ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。	3	2	12	3	1	4			実態に合わせ修正
3	2	12	3	1	5	②	受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	5	②	受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。	実態に合わせ修正
3	2	12	3	1	75			3	2	12	3	1	75		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。	条文追加
3	2	14	0	0	1	第14節	法面工（共通）	3	2	14	0	0	1	第14節	法面工（共通）	
3	2	14	6	0	1	3-2-14-6	アンカー工	3	2	14	6	0	1	3-2-14-6	アンカー工	
3	2	14	6	11	1	11.アンカーの緊張・定着	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が与えられるよう緊張力を与えなければならない。	3	2	14	6	11	1	11.アンカーの緊張・定着	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が与えられるよう緊張力を与えなければならない。	
3	2	14	6	11	2		なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第8章試験」（地盤工学会、平成24年5月）による。	3	2	14	6	11	2		なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第8章試験」（地盤工学会、平成24年5月）による。	軽微な修正（スペース）
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	6	0	0	0	0	1	**第6編**	河川編	
6	1	7	2	1	18		表6-1-4　止水材の品質規格	6	1	7	2	1	18		表6-1-4　止水材の品質規格	JIS名称変更に伴う修正（図表）
6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
6	3	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	3	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	3	2	0	2	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	3	2	0	2	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
6	3	2	0	2	4		国土交通省河川砂防技術基準（案）	6	3	2	0	2	4		国土交通省河川砂防技術基準（令和元年7月）	諸基準類の改定に伴う修正
6	3	2	0	4	5		国土開発技術研究センター柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）	6	3	2	0	4	5		国土開発技術研究センター柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）	
6	3	2	0	5	6		国土交通省機械工事共通仕様書（案）（平成29年3月）	6	3	2	0	5	6		国土交通省機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）	諸基準類の改定に伴う修正
6	4	0	0	0	1	第4章	水門	6	4	0	0	0	1	第4章	水門	
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
6	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	4	2	0	0	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	4	2	0	0	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
6	4	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	6	4	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
6	4	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	6	4	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	6	4	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	6	4	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	8		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	6	4	2	0	0	8		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	9		土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	6	4	2	0	0	9		土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	
6	4	2	0	0	10		国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	6	4	2	0	0	10		国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	
6	4	2	0	0	11		国土交通省機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月）	6	4	2	0	0	11		国土交通省機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月）	
6	4	2	0	0	12		日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	6	4	2	0	0	12		日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正
6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工	6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工	
6	4	9	10	0	1	6-4-9-10	支承工	6	4	9	10	0	1	6-4-9-10	支承工	
6	4	9	10	1	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	9	10	1	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	
6	4	14	6	0	1	6-4-14-6	支承工	6	4	14	6	0	1	6-4-14-6	支承工	
6	4	14	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	14	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	
6	4	15	3	0	1	6-4-15-3	支承工	6	4	15	3	0	1	6-4-15-3	支承工	
6	4	15	3	2	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	15	3	2	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	
6	4	18	1	0	1	6-4-18-1	一般事項	6	4	18	1	0	1	6-4-18-1	一般事項	
6	4	18	1	2	1	2.舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。	6	4	18	1	2	1	2.舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰	
6	5	1	0	0	1	第1節	適用	6	5	1	0	0	1	第1節	適用	
6	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、平成29年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和元年7月）の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	5	2	0	5	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	2	0	5	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
6	5	2	0	5	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	5	2	0	5	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	6	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	
6	5	2	0	5	4		国土開発技術研究センターゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月）	6	5	2	0	5	4		国土開発技術研究センターゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月）	
6	5	2	0	5	5		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	5	2	0	5	5		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
6	5	2	0	5	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	6	5	2	0	5	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	5	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	6	5	2	0	5	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	5	8		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	6	5	2	0	5	8		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	5	9		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	6	5	2	0	5	9		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	5	10		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	6	5	2	0	5	10		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	
6	5	2	0	5	11		日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	6	5	2	0	5	11		日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正
6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工	6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工	
6	5	6	1	0	1	6-5-6-1	一般事項	6	5	6	1	0	1	6-5-6-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
6	5	6	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	6	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤記修正
6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	
6	5	7	1	0	1	6-5-7-1	一般事項	6	5	7	1	0	1	6-5-7-1	一般事項	
6	5	7	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	7	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤記修正
6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工	6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工	
6	5	8	1	0	1	6-5-8-1	一般事項	6	5	8	1	0	1	6-5-8-1	一般事項	
6	5	8	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	8	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤記修正
6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工	6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工	
6	5	10	10	0	1	6-5-10-10	支承工	6	5	10	10	0	1	6-5-10-10	支承工	
6	5	10	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	10	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	
6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	支承工	6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	支承工	
6	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	6	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	
6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	支承工	6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	支承工	
6	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	
6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	支承工	6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	支承工	
6	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	
6	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工	6	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工	
6	7	6	3	0	1	6-7-6-3	コンクリート擁壁工	6	7	6	3	0	1	6-7-6-3	コンクリート擁壁工	
6	7	6	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシャランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	6	7	6	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシャランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	軽微な修正
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	
6	8	4	0	0	1	第4節	除草工	6	8	4	0	0	1	第4節	除草工	
6	8	4	2	0	1	6-8-4-2	堤防除草工	6	8	4	2	0	1	6-8-4-2	堤防除草工	
6	8	4	2	1	1	1. 草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。	6	8	4	2	1	1	1. 草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。	実態に合わせ修正
6	8	4	2	2	1	2. 刈残し	受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	6	8	4	2	2	1	2. 刈残し	受注者は、補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	実態に合わせ修正
6	8	4	2	4	1	4. 自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	6	8	4	2	4	1	4. 自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。	実態に合わせ修正
6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	
6	8	6	2	0	1	6-8-6-2	材料	6	8	6	2	0	1	6-8-6-2	材料	
6	8	6	2	2	2		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	6	8	6	2	2	2		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。	実態に合わせ修正
7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	1	**第7編**	河川海岸編	
7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	
7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	
7	1	11	1	0	1	7-1-11-1	一般事項	7	1	11	1	0	1	7-1-11-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
7	1	11	1	2	1	2. 一般事項（2）	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針7-1基本方針、道路土工要綱2-7排水施設の施工の規定」（日本道路協会、平成22年3月）によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	11	1	2	1	2. 一般事項（2）	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針 7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）、「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤記修正
7	1	11	2	0	1	7-1-11-2	材料	7	1	11	2	0	1	7-1-11-2	材料	
7	1	11	2	0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工－カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	11	2	0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工－カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	軽微な修正（スペース）
8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	1	**第8編**	砂防編	
8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	
8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	1	2	0	0	4		土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	8	1	2	0	0	4		土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	
8	1	2	0	0	5		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	8	1	2	0	0	5		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	
8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	3	2	0	0	4		全国治水砂防協会新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（平成19年9月）	8	3	2	0	0	4		全国治水砂防協会新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（令和元年6月）	諸基準類の改定に伴う修正
9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	1	**第9編**	ダム編	
9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	
9	1	3	0	0	1	第3節	掘削工	9	1	3	0	0	1	第3節	掘削工	
9	1	3	3	0	1	9-1-3-3	過掘の処理	9	1	3	3	0	1	9-1-3-3	過掘の処理	
9	1	3	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。	9	1	3	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、過掘のないように施工しなければならない。	軽微な修正
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	**第10編**	道路編	
10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	
10	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工	10	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工	
10	1	9	1	0	1	10-1-9-1	一般事項	10	1	9	1	0	1	10-1-9-1	一般事項	
10	1	9	1	4	1	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	10	1	9	1	4	1	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	
10	1	9	1	4	2	（1）	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	10	1	9	1	4	2	（1）	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	
10	1	9	1	4	3	（2）	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成24年3月）に従い行わなければならない。	10	1	9	1	4	3	（2）	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	2	2	0	0	4		日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	10	2	2	0	0	4		日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	
10	2	2	0	0	5		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	10	2	2	0	0	5		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	
10	2	2	0	0	6		日本道路協会道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）	10	2	2	0	0	6		日本道路協会道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）	
10	2	2	0	0	7		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	10	2	2	0	0	7		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	
10	2	2	0	0	8		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	10	2	2	0	0	8		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	2	0	0	9		日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	10	2	2	0	0	9		日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	
10	2	2	0	0	10		日本道路協会視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）	10	2	2	0	0	10		日本道路協会視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）	
10	2	2	0	0	11		日本道路協会道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）	10	2	2	0	0	11		日本道路協会道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
10	2	2	0	0	12		国土交通省防護柵の設置基準の改定について（平成16年3月）	10	2	2	0	0	12		国土交通省防護柵の設置基準の改定について（平成16年3月）	
10	2	2	0	0	13		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	10	2	2	0	0	13		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	
10	2	2	0	0	14		日本道路協会道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）	10	2	2	0	0	14		国土交通省道路標識設置基準（令和元年10月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	
10	2	4	1	0	1	10-2-4-1	一般事項	10	2	4	1	0	1	10-2-4-1	一般事項	
10	2	4	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	4	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	4	10	0	1	10-2-4-10	コンクリート舗装工	10	2	4	10	0	1	10-2-4-10	コンクリート舗装工	
10	2	4	10	6	1	6. 横収縮目地及び縦目地	横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表10-2-1を標準とする。	10	2	4	10	6	1	6. 横収縮目地及び縦目地	横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表10-2-1を標準とする。	
10	2	4	10	6	2		縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。	10	2	4	10	6	2		縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。	
10	2	4	10	6	3		表10-2-1横収縮目地間隔の標準値	10	2	4	10	6	3		表10-2-1　横収縮目地間隔の標準値	軽微な修正（スペース）
10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	
10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項	10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項	
10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、平成25年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料	10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料	
10	2	9	2	4	1	4. リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	10	2	9	2	4	1	4. 補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	9	2	6	1	6. 文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会　昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	9	2	6	1	6. 文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省　令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	
10	3	1	0	0	1	第1節	適用	10	3	1	0	0	1	第1節	適用	
10	3	1	0	4	1	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	10	3	1	0	4	1	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	
10	3	1	0	4	2	（1）	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	10	3	1	0	4	2	（1）	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	
10	3	1	0	4	3	（2）	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	10	3	1	0	4	3	（2）	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	軽微な修正
10	3	1	0	5	1	5. 強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。	10	3	1	0	5	1	5. 強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。	
10	3	1	0	5	2	（1）	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	10	3	1	0	5	2	（1）	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	
10	3	1	0	5	3	（2）	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	10	3	1	0	5	3	（2）	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）に従い行わなければならない。	軽微な修正
10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	3	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	3	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	3	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
10	3	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	10	3	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
10	3	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	10	3	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
10	3	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	3	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	
10	3	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	10	3	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	
10	3	2	0	0	9		日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	3	2	0	0	9		日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	10	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	
10	3	6	8	0	1	10-3-6-8	橋台躯体工	10	3	6	8	0	1	10-3-6-8	橋台躯体工	
10	3	6	8	4	1	4. 適用規定	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	6	8	4	1	4. 適用規定	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	
10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	橋脚フーチング工	10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	橋脚フーチング工	
10	3	8	9	6	1	6. フーチングの箱抜きの施工	受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	9	6	1	6. フーチングの箱抜きの施工	受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	現場継手工	10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	現場継手工	
10	3	8	11	2	1	2. 適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧 Ⅲ現場施工編 第3章 架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	11	2	1	2. 適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	軽微な修正（スペース）
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	
10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	4	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	4	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
10	4	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	10	4	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
10	4	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	4	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	
10	4	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	10	4	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	
10	4	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）	10	4	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）	
10	4	2	0	0	9		日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	4	2	0	0	9		日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	10	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	
10	4	5	10	0	1	10-4-5-10	支承工	10	4	5	10	0	1	10-4-5-10	支承工	
10	4	5	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	4	5	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	
10	5	1	0	0	1	第1節	適用	10	5	1	0	0	1	第1節	適用	
10	5	1	0	4	1	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	10	5	1	0	4	1	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	
10	5	1	0	4	2	（1）	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	10	5	1	0	4	2	（1）	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	
10	5	1	0	4	3	（2）	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	10	5	1	0	4	3	（2）	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	軽微な修正
10	5	1	0	5	1	5. 強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。	10	5	1	0	5	1	5. 強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。	
10	5	1	0	5	2	（1）	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	10	5	1	0	5	2	（1）	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	
10	5	1	0	5	3	（2）	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成24年3月）に従い行わなければならない。	10	5	1	0	5	3	（2）	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
10	5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	5	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	5	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	5	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	5	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
10	5	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	10	5	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
10	5	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	5	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	
10	5	2	0	0	7		日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	5	2	0	0	7		日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	2	0	0	8		土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	10	5	2	0	0	8		土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	
10	5	2	0	0	9		日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	10	5	2	0	0	9		日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	
10	5	2	0	0	10		日本道路協会コンクリート道路橋施工便覧（平成10年1月）	10	5	2	0	0	10		日本道路協会コンクリート道路橋施工便覧（平成10年1月）	
10	5	2	0	0	11		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	10	5	2	0	0	11		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	
10	5	2	0	0	12		日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	10	5	2	0	0	12		日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	
10	5	2	0	0	13		建設省土木研究所プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）	10	5	2	0	0	13		建設省土木研究所プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）	
10	5	2	0	0	14		国土開発技術研究センタープレビーム合成げた橋設計施工指針（平成9年7月）	10	5	2	0	0	14		国土技術研究センタープレビーム合成桁橋設計施工指針（平成30年8月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工	10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工	
10	5	5	6	0	1	10-5-5-6	支承工	10	5	5	6	0	1	10-5-5-6	支承工	
10	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工	10	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工	
10	5	6	2	0	1	10-5-6-2	プレビーム桁製作工（現場）	10	5	6	2	0	1	10-5-6-2	プレビーム桁製作工（現場）	
10	5	6	2	2	1	2.リリース（応力解放）の施工	リリース（応力解放）の施工については、下記の規定による。	10	5	6	2	2	1	2.リリース（応力解放）の施工	リリース（応力解放）の施工については、下記の規定による。	
10	5	6	2	2	2	（1）	リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。	10	5	6	2	2	2	（1）	リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	6	3	0	1	10-5-6-3	支承工	10	5	6	3	0	1	10-5-6-3	支承工	
10	5	6	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	6	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	7	0	0	1	第7節	PCホロースラブ橋工	10	5	7	0	0	1	第7節	PCホロースラブ橋工	
10	5	7	3	0	1	10-5-7-3	支承工	10	5	7	3	0	1	10-5-7-3	支承工	
10	5	7	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	7	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工	10	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工	
10	5	8	3	0	1	10-5-8-3	支承工	10	5	8	3	0	1	10-5-8-3	支承工	
10	5	8	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	8	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工	10	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工	
10	5	10	3	0	1	10-5-10-3	支承工	10	5	10	3	0	1	10-5-10-3	支承工	
10	5	10	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	10	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工	10	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工	
10	5	11	3	0	1	10-5-11-3	支承工	10	5	11	3	0	1	10-5-11-3	支承工	
10	5	11	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	11	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル（NATM）	10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル（NATM）	
10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	6	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	6	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
10	6	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	6	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	6	2	0	0	4		建設省道路トンネル技術基準（平成元年5月）	10	6	2	0	0	4		建設省道路トンネル技術基準（平成元年5月）	
10	6	2	0	0	5		日本道路協会道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月）	10	6	2	0	0	5		日本道路協会道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月）	
10	6	2	0	0	6		日本道路協会道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（平成13年10月）	10	6	2	0	0	6		日本道路協会道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	6	2	0	0	7		土木学会トンネル標準示方書山岳工法編・同解説（平成28年8月）	10	6	2	0	0	7		土木学会トンネル標準示方書山岳工法編・同解説（平成28年8月）	
10	6	2	0	0	8		土木学会トンネル標準示方書開削工法編・同解説（平成28年8月）	10	6	2	0	0	8		土木学会トンネル標準示方書開削工法編・同解説（平成28年8月）	
10	6	2	0	0	9		土木学会トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	10	6	2	0	0	9		土木学会トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	
10	6	2	0	0	10		日本道路協会道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月）	10	6	2	0	0	10		日本道路協会道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月）	
10	6	2	0	0	11		建設省道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月）	10	6	2	0	0	11		建設省道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月）	
10	6	2	0	0	12		建設省道路トンネル非常用施設設置基準（昭和56年4月）	10	6	2	0	0	12		国土交通省道路トンネル非常用施設設置基準（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	6	6	0	0	1	第6節	インバート工	10	6	6	0	0	1	第6節	インバート工	
10	6	6	4	0	1	10-6-6-4	インバート本体工	10	6	6	4	0	1	10-6-6-4	インバート本体工	
10	6	6	4	5	1	5. 適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-23施工管理第8項の規定による。	10	6	6	4	5	1	5. 適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。	表記修正
10	6	8	6	3	2		図10-6-2　標示板の設置イメージ図	10	6	8	6	3	2		図10-6-2　標示板の設置イメージ図	表記修正（図表）
10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	
10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	7	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	7	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	7	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	7	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	7	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	7	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
10	7	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	10	7	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
10	7	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	10	7	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
10	7	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	7	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	
10	7	2	0	0	8		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	10	7	2	0	0	8		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	
10	7	2	0	0	9		日本道路協会道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	10	7	2	0	0	9		日本道路協会道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	
10	7	2	0	0	10		日本道路協会道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	10	7	2	0	0	10		日本道路協会道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	
10	7	2	0	0	11		日本道路協会道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）	10	7	2	0	0	11		日本道路協会道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）	
10	7	2	0	0	12		土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）	10	7	2	0	0	12		土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）	
10	7	2	0	0	13		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）	10	7	2	0	0	13		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）	
10	7	2	0	0	14		日本道路協会杭基礎設計便覧（平成27年3月）	10	7	2	0	0	14		日本道路協会杭基礎設計便覧（平成27年3月）	
10	7	2	0	0	15		日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	10	7	2	0	0	15		日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	
10	7	2	0	0	16		土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	10	7	2	0	0	16		土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	
10	7	2	0	0	17		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	10	7	2	0	0	17		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	
10	7	2	0	0	18		日本道路協会落石対策便覧（平成12年6月）	10	7	2	0	0	18		日本道路協会落石対策便覧（平成12年6月）	
10	7	2	0	0	19		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	10	7	2	0	0	19		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	
10	7	2	0	0	20		日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	7	2	0	0	20		日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	7	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工	10	7	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工	
10	7	4	3	0	1	10-7-4-3	架設工	10	7	4	3	0	1	10-7-4-3	架設工	
10	7	4	3	2	1	2. 適用規定（2）	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	7	4	3	2	1	2. 適用規定（2）	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	
10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	8	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	8	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	8	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	8	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
10	8	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	8	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
10	8	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	10	8	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
10	8	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	10	8	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
10	8	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	8	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	
10	8	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	10	8	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	
10	8	2	0	0	9		日本道路協会鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	10	8	2	0	0	9		日本道路協会鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	
10	8	2	0	0	10		日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	8	2	0	0	10		日本道路協会道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	10	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	
10	8	5	6	0	1	10-8-5-6	受台工	10	8	5	6	0	1	10-8-5-6	受台工	
10	8	5	6	5	1	5. 支承部の箱抜きの施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	5	1	5. 支承部の箱抜きの施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	
10	14	1	0	0	1	第1節	適用	10	14	1	0	0	1	第1節	適用	
10	14	1	0	5	1	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	14	1	0	5	1	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	表記修正
10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	14	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	14	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	14	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	14	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	10	14	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
10	14	2	0	0	5		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	10	14	2	0	0	5		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	
10	14	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	10	14	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	4	0	0	1	第4節	舗装工	10	14	4	0	0	1	第4節	舗装工	
10	14	4	7	0	1	10-14-4-7	路上再生工	10	14	4	7	0	1	10-14-4-7	路上再生工	
10	14	4	7	1	1	1. 路上路盤再生工	路上路盤再生工については、以下の規定による。	10	14	4	7	1	1	1. 路上路盤再生工	路上路盤再生工については、以下の規定による。	
10	14	4	7	1	2	(1)	施工面の整備	10	14	4	7	1	2	(1)	施工面の整備	
10	14	4	7	1	3	①	受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。	10	14	4	7	1	3	①	受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。	
10	14	4	7	1	4	②	既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。	10	14	4	7	1	4	②	既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。	
10	14	4	7	1	5	③	受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	14	4	7	1	5	③	受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
10	14	4	7	1	6	(2)	添加材料の使用量	10	14	4	7	1	6	(2)	添加材料の使用量	
10	14	4	7	1	7	①	セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。	10	14	4	7	1	7	①	セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。	
10	14	4	7	1	8	②	受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	1	8	②	受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3再生路盤材料に関する試験」（日本道路協会、平成31年3月）に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	4	7	1	9	③	セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表10-14-1に示す値とするものとする。	10	14	4	7	1	9	③	セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表10-14-1に示す値とするものとする。	
10	14	4	7	1	10		表10-14-1一軸圧縮試験基準値（養生日数7日）	10	14	4	7	1	10		表10-14-1一軸圧縮試験基準値（養生日数7日）	
10	14	4	7	1	11	(3)	最大乾燥密度	10	14	4	7	1	11	(3)	最大乾燥密度	
10	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	4	7	2	1	2. 路上表層再生工	路上表層再生工については、以下の規定による。	10	14	4	7	2	1	2. 路上表層再生工	路上表層再生工については、以下の規定による。	
10	14	4	7	2	2	(1)	施工面の整備	10	14	4	7	2	2	(1)	施工面の整備	
10	14	4	7	2	3	①	受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	2	3	①	受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
10	14	4	7	2	4		縦横断測量の間隔は設計図書による。特に定めていない場合は20m間隔とする。	10	14	4	7	2	4		縦横断測量の間隔は設計図書による。特に定めていない場合は20m間隔とする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
10	14	4	7	2	5	②	受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。	10	14	4	7	2	5	②	受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。	
10	14	4	7	2	6	③	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	10	14	4	7	2	6	③	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	
10	14	4	7	2	7	④	受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	14	4	7	2	7	④	受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
10	14	4	7	2	8	(2)	室内配合	10	14	4	7	2	8	(2)	室内配合	
10	14	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	
10	14	4	7	2	10	②	受注者は、リペーブ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第3編3-2-6-1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	2	10	②	受注者は、リペーブ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第3編3-2-6-1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
10	14	4	7	2	11	(3)	現場配合	10	14	4	7	2	11	(3)	現場配合	
10	14	4	7	2	12		受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	10	14	4	7	2	12		受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	
10	14	4	7	2	13	(4)	基準密度	10	14	4	7	2	13	(4)	基準密度	
10	14	4	7	2	14		受注者は、「路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理」（日本道路協会、昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない	10	14	4	7	2	14		受注者は、「路上表層再生工法技術指針（案）7-3-2品質管理」（日本道路協会、昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない	誤記修正
10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	
10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	
10	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	10	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	7	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等 B8451:I8451A8451:I8451	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会　昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	7	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省　令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	12	0	0	1	第12節	カルバート工	10	14	12	0	0	1	第12節	カルバート工	
10	14	12	1	0	1	10-14-12-1	一般事項	10	14	12	1	0	1	10-14-12-1	一般事項	
10	14	12	1	2	1	2. 適用規定	カルバートの施工については、「道路土工－カルバート工指針 7-1 基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）及び「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	12	1	2	1	2. 適用規定	カルバートの施工については、「道路土工－カルバート工指針 7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）及び「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	軽微な修正（スペース）
10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	
10	14	17	3	0	1	10-14-17-3	橋梁塗装工	10	14	17	3	0	1	10-14-17-3	橋梁塗装工	
10	14	17	3	2	1	2. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	10	14	17	3	2	1	2. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	
10	14	17	3	2	2		表10-14-2素地調整程度と作業内容	10	14	17	3	2	2		表10-14-2　素地調整程度と作業内容	軽微な修正（スペース）
10	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	10	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	
10	15	3	0	0	1	第3節	除雪工	10	15	3	0	0	1	第3節	除雪工	
10	15	3	1	0	1	10-15-3-1	一般事項	10	15	3	1	0	1	10-15-3-1	一般事項	
10	15	3	1	4	1	4. 作業区分	除雪工における作業時間帯による作業区分は、表10-15-1のとおりとする。	10	15	3	1	4	1	4. 作業区分	除雪工における作業時間帯による作業区分は、表10-15-1のとおりとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年版）								新条文（令和2年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
10	15	3	1	4	2		表10-15-1作業区分	10	15	3	1	4	2		表10-15-1　作業区分	軽微な修正（スペース）
10	15	3	6	0	1	10-15-3-6	歩道除雪工	10	15	3	6	0	1	10-15-3-6	歩道除雪工	
10	15	3	6	2	1	2.適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	10	15	3	6	2	1	2.適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」（建設省、昭和63年10月）を参考とする。	誤記修正
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	
10	16	1	0	0	1	第1節	適用	10	16	1	0	0	1	第1節	適用	
10	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	表記修正
10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	16	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	16	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	16	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	16	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	10	16	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
10	16	2	0	0	5		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	10	16	2	0	0	5		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
10	16	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	10	16	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	16	5	0	0	1	第5節	舗装工	10	16	5	0	0	1	第5節	舗装工	
10	16	5	2	0	1	10-16-5-2	材料	10	16	5	2	0	1	10-16-5-2	材料	
10	16	5	2	1	1	1.アスファルト乳剤	路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤（MN-1）とし、表10-16-1の規格に適合するものとする。	10	16	5	2	1	1	1.アスファルト乳剤	路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤（MN-1）とし、表10-16-1の規格に適合するものとする。	
10	16	5	2	1	2		表10-16-1セメント混合用アスファルト乳剤の規格	10	16	5	2	1	2		表10-16-1　セメント混合用アスファルト乳剤の規格	軽微な修正（スペース）
10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	
10	16	9	2	0	1	10-16-9-2	材料	10	16	9	2	0	1	10-16-9-2	材料	
10	16	9	2	6	1	6.標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会　昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	1	6.標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省　令和元年10月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	16	24	0	0	1	第24節	橋脚巻立て工	10	16	24	0	0	1	第24節	橋脚巻立て工	
10	16	24	4	0	1	10-16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	10	16	24	4	0	1	10-16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	
10	16	24	4	27	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定によらなければならない。	10	16	24	4	27	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定によらなければならない。	表記修正
10	16	24	4	28	1	28.現場溶接部の試験及び検査	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表10-16-2により実施し、その結果を工事完成時に監督職員に提出しなければならない。	10	16	24	4	28	1	28.現場溶接部の試験及び検査	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表10-16-2により実施し、その結果を工事完成時に監督職員に提出しなければならない。	
10	16	24	4	28	2		表10-16-2現場溶接部の試験・検査基準	10	16	24	4	28	2		表10-16-2　現場溶接部の試験・検査基準	軽微な修正（スペース）
10	16	24	5	0	1	10-16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	10	16	24	5	0	1	10-16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	
10	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定による。	10	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定による。	表記修正